

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームの設置について

平成30年8月15日
文部科学大臣決定
平成30年10月4日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和元年9月30日一部改正
令和2年3月31日一部改正
令和2年9月30日一部改正
令和3年2月10日一部改正
令和3年3月26日一部改正

1. 目的

文部科学省幹部職員の収賄容疑による事案等の発生を踏まえ、文部科学省が実施する公募型事業の選定プロセスや文部科学省職員の服務規律の遵守状況等について調査・検証するため、「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム」（以下「調査・検証チーム」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 文部科学省が実施している公募型事業の選定プロセスに係る調査
- (2) 文部科学省職員の服務規律の遵守状況に係る調査
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 調査・検証チームの構成員は別紙のとおりとし、必要に応じて追加することができる。
- (2) ヒアリング等の具体的調査については、必要に応じて、構成員以外の者の協力も得て実施することができる。

4. 設置期間

平成30年8月15日から令和4年3月31日までとし、必要に応じて延長する。

5. その他

調査・検証チームの庶務は、関係局課の協力を得て「大臣官房省改革推進・コンプライアンス室」において処理する。